

事務連絡
令和3年1月7日

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

令和2年度補正予算（第1号、第2号）に計上された
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち
国庫補助事業等の地方負担分の執行上の取扱いについて

令和2年度補正予算（第1号、第2号）に計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）のうち国庫補助事業等の地方負担分の執行上の取扱いについて、下記の運用とすることとしましたので、お知らせします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようお願いいたします。

記

1. 令和3年1月以降に交付決定等される国庫補助事業の地方負担額を算定基礎として交付される臨時交付金の取扱いについて

令和2年12月末までに交付決定等される国庫補助事業等の地方負担額を算定基礎として交付される臨時交付金については、令和3年1月に交付限度額算定に係る地方負担額等の調査を実施した上で、その結果を踏まえ、2月頃に交付限度額を各地方公共団体宛てに通知するとともに実施計画の受付を行い、3月末までに交付決定することを予定しています。

一方で、令和3年1月から3月までの期間に交付決定等される国庫補助事業等の地方負担額を算定基礎として交付される臨時交付金については、今後、交付限度額算定に係る地方負担額等の調査を別途実施する予定です。その結果を踏まえた臨時交付金の交付時期については、臨時交付金の本省繰越しを行うことを含めて検討していますが、いずれにせよ、令和3年1月から3月までの期間に交付決定等される国庫補助事業等についても、臨時交付金の交付限度額の算定対象となりますので、改めてお知らせします。

2. 法定率事業の地方負担額を算定基礎として交付される臨時交付金の取扱いについて

国庫補助事業等の地方負担分に係る臨時交付金については、「令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用の閣議決定を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金の取扱について」(令和2年9月23日付け事務連絡)の別表1及び別表2に掲載された国庫補助事業等が、交付限度額の算定対象となるところですが、これらの国庫補助事業等のうち、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている国庫補助事業等(以下「法定率事業」という。)の地方負担分については、法令の趣旨を踏まえ、臨時交付金の充当対象外としているところです。このため、法定率事業の地方負担分については、一般財源を充当する必要があるとともに、当該事業の地方負担額を算定基礎として交付される臨時交付金は、緊急経済対策に対応した地方単独事業(地方公共団体の令和2年度予算事業)に充当することとしていました(別紙)。

今般、充当対象となる事業の不足を懸念する地方公共団体の意見があることを踏まえ、法定率事業の地方負担額を算定基礎として交付される臨時交付金については、地方公共団体の実情に応じて本省繰越しを行う準備を始めることとします。なお、この場合の本省繰越しに係る地方公共団体の要望については、今後別途調査を実施する予定です。

(照会先)

内閣府地方創生推進室

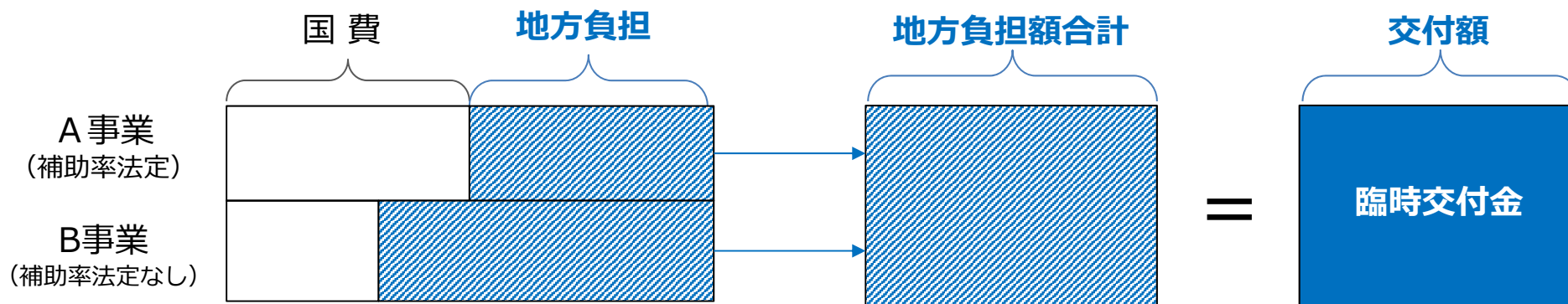
臨時交付金担当 佐藤・波賀野・上坂

直通 03(5501)1752

メール e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

交付限度額の算定方法と充当対象のイメージ（国庫補助事業の地方負担分）

○ある地方公共団体への臨時交付金の交付限度額（国庫補助事業の地方負担分）（例）



○実際の臨時交付金の充当イメージ（例）

